

横須賀市 障害とくらしの支援協議会 運営ガイドライン①

1. 自立支援協議会とは

自立支援協議会は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第八十九条の三に位置付けられています。つまり、自立支援協議会は、障害者総合支援法の理念を果たすための手段のひとつとして位置づけられています。

「障害者総合支援法」第八十九条の三

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関わる課題について情報を共有し、**関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。**

また、障害者総合支援法の理念を果たすために、市町村は「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」といいます。）」を定めています。市町村障害福祉計画を定めるにあたっては、自立支援協議会の意見を聴くように努めなければならないとされています。

「障害者総合支援法」第八十八条

9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

2. 「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」とは

横須賀市では自立支援協議会を「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」という名称で開催しています。名称については、柔らかい表現とするため、ひらがなを使い、障害と地域での生活が連想しやすく、法改正による影響のないシンプルな表現として、「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」としました。(以下、協議会といいます。)

協議会の設置から時が経った今、改めて目的や機能について整理をしたいと思います。

なお、これ以降の文章では、障害者総合支援法が示す一般的な協議会のあり方については「自立支援協議会」、横須賀市として検討し実践をしていく具体的な協議会のあり方については「協議会」と表記します。

(1) 基本理念

障害者総合支援法 第一条の二

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、**障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現**するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(2) 目的

横須賀市にお住いのだれもが夢と希望をもつことのできるくらしを実現するために、ありとあらゆる人々が集まり、考え、実践していく場とします。特に障害のある人、その家族、その人たちを支援する支援者、そして地域社会の視点から、横須賀市でのくらしの夢と希望を実現していくことを目指します。

(3) 会議体としての独自性

障害者総合支援法に基づき、市の要綱により設置されている協議会は、前項にもあるように「保健・医療・福祉・教育・就労等」の他分野・多職種の関係者が集まり、横須賀市の課題について共有し、自らの課題として受け止め、解決に向かうために多様な支援を一体的かつ継続的に行うことが求められます。

協議会は、実際にくらしにくいと感じている障害のある方を思い浮かべながら、施策立案を含め、様々な手段で支援体制について横須賀市（行政）と民間関係者が協働しながら課題解決に臨みます。

また、協議会の大きな役割の一つとして、「横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画を含む）」の策定にあたっては、単に「数値目標」の評価ではなく、計画の啓発活動・提供体制の確保・進捗状況のモニタリング等、地域に根差した計画策定に寄与していきます。

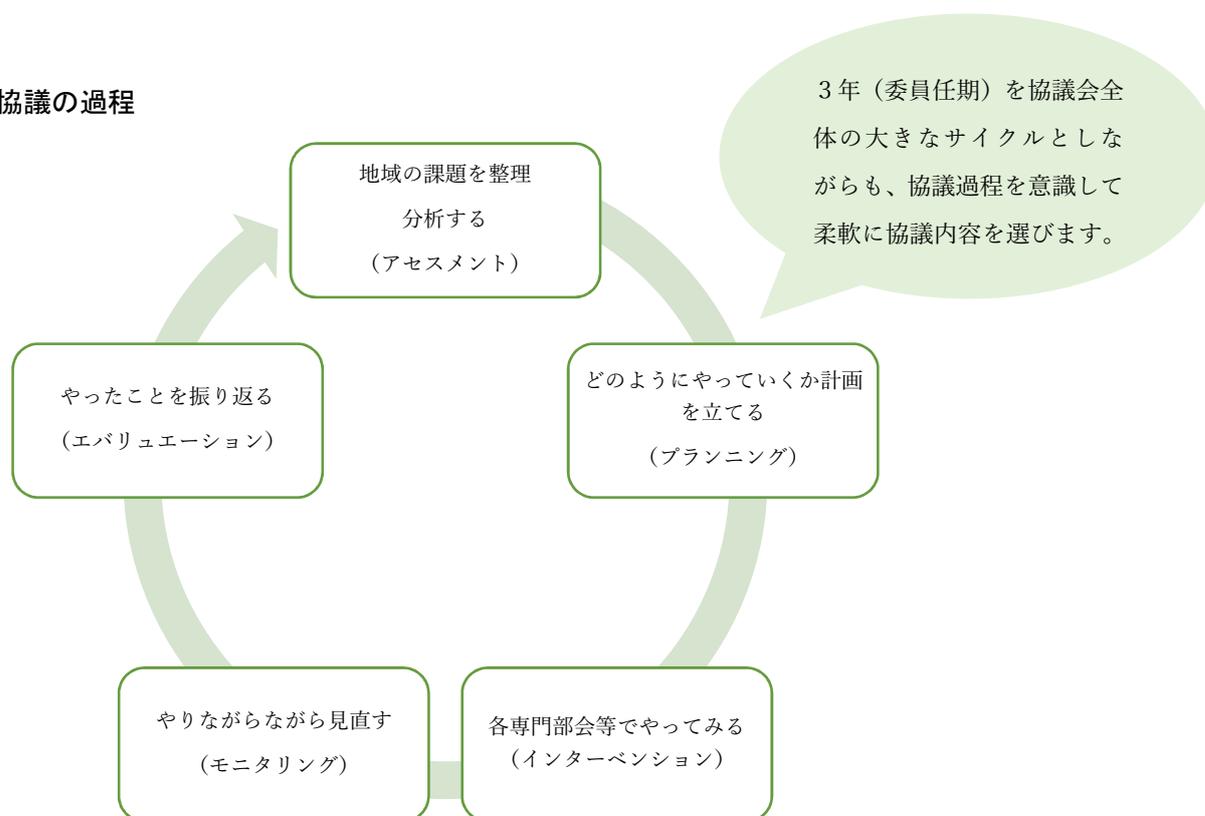
「横須賀市 障害とくらしの支援協議会」の行動指針

(1) 専門性を発揮する

協議会の理念・目的達成のためには、課題抽出だけでなく、現状を改善する「横須賀市の障害福祉の中核的な役割を果たす協議の場」であることが求められます。現状を改善するための協議を行うために、皆さんが日々行っている「実践」を、目の前の個人だけではなく、地域の社会資源に対しても実践していきます。

支援に活用されるありとあらゆるもの（制度・連携・情報・集団・個人の有する知識や技術等）が社会資源です。協議会の目指す理念・目的を果たしていくには、様々な社会資源への働きかけが必要不可欠です。障害福祉サービスや制度に基づくフォーマルな支援と、セルフヘルプグループやボランティア、地域の人などを含むインフォーマルな支援の両輪で検討をしていきます。

(2) 協議の過程

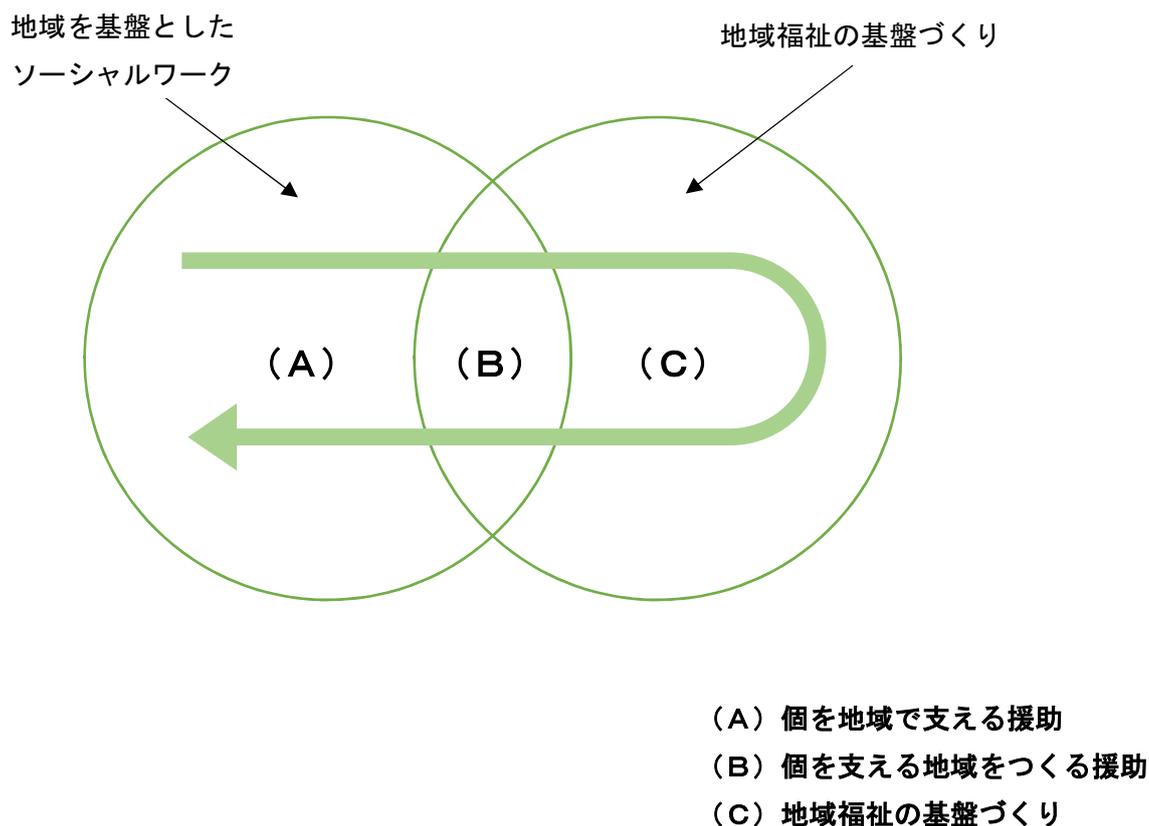


協議会を地域に対する社会福祉実践（ソーシャルワーク）の場として捉えると、協議の過程は上記のとおりです。活発な協議のためには、課題の抽出・整理・分析（アセスメント）が何より重要です。協議の際には必ず各自が、「なぜ課題になっているのだろう」と考えながら参加します。

課題を整理（アセスメント）して、何かをやってみても（プランニング・インターベンション）解決困難な課題が出てくるとも思います。なぜうまくいかないのか見直す（モニタリング）、振り返る（エバリュエーション）ことも協議の過程として重要ですが、目先の問題解決だけを求めず、地域のネットワークの一体感を大切にします。すぐに解決出来なくてもこの過程を繰り返す中で、気づかないうちに前進していることがあるはずです。協議会のネットワークを活用し、それぞれが日々の業務の協力者を増やします。

4. 協議会が行うこと

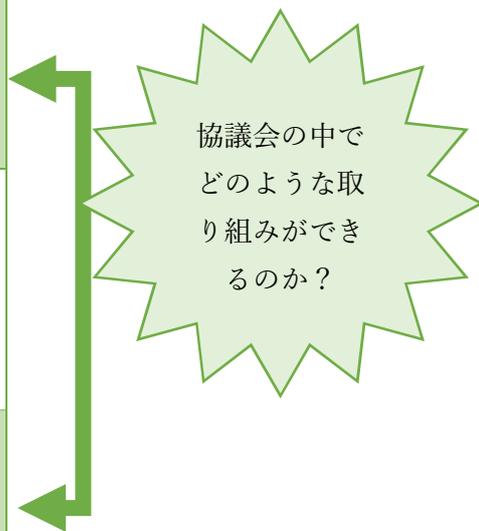
協議会では、障害のある人の個別支援を大切にしながら、そこから見えてくる地域課題とその解決のための体制、地域づくりについて検討します。そして、障害のある人が、夢と希望をもつことのできるくらしを実現していくためには、身近な地域で必要な支援を受けることができること（地域を基盤としたソーシャルワーク）と、相互に支えあうことができる地域（地域福祉の基盤づくり）を作っていきます。



(岩間伸之, 原田正樹, 「地域福祉援助をつかむ」2012, 有斐閣)

障害者総合支援法では、自立支援協議会が行うことについては、関係機関等の**連携の緊密化**と**支援体制の整備**と示しています。そうした視点から、(A) 個を地域で支える援助、(B) 個を支える地域をつくる援助 (C) 地域福祉の基盤づくりといったカテゴリー毎に目標等、整理をしました。

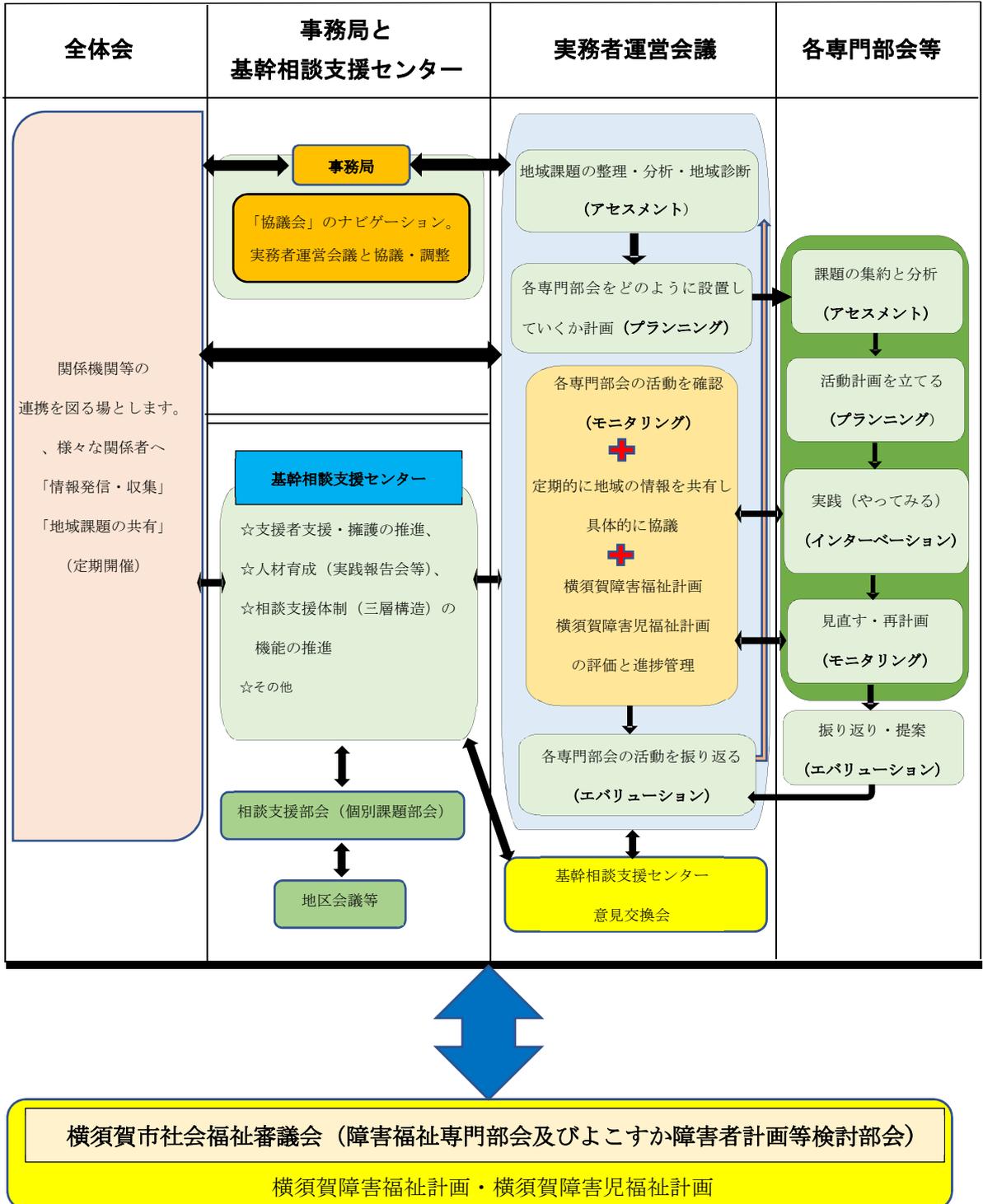
		連携の緊密化	支援体制の整備
援助 (A) 個を地域で支える	目標	障害のある人を支援する関係者で情報共有をし、個別課題を明確にする。	個人をエンパワメントする。
	手段 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケース会議 ・ 地域会議等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケース会議 ・ サービス等利用計画 ・ 個別支援計画
援助 (B) 個を支える地域をつくる	目標	ケースを通じたやりとり以外でも、顔の見える関係を作っていく。個別課題を積み上げ、地域課題として展開する。	個人を支えるネットワークをエンパワメントする。(支援者支援)
	手段 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域会議等 ・ 相談支援部会 ・ 基幹相談支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実践報告会 ・ 専門的コンサルテーション事業
(C) 地域福祉の基盤づくり	目標	共通する地域課題について、分野を超えて取り組み、障害福祉分野を超えた協力者を増やしていく。	地域・地域資源をエンパワメントする。
	手段 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実務者運営会議 ・ 基幹相談支援センター ・ 全体会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門部会等



協議会は、特に (B) 個を支える地域をつくる援助と (C) 地域福祉の基盤づくりに対して活動していくことが求められます。それぞれの目標を達成していくために、どのような協議の場を設定していくのか、横須賀市の現状を皆で共有しながらえていきます。

横須賀市 障害とくらしの支援協議会 運営ガイドライン②

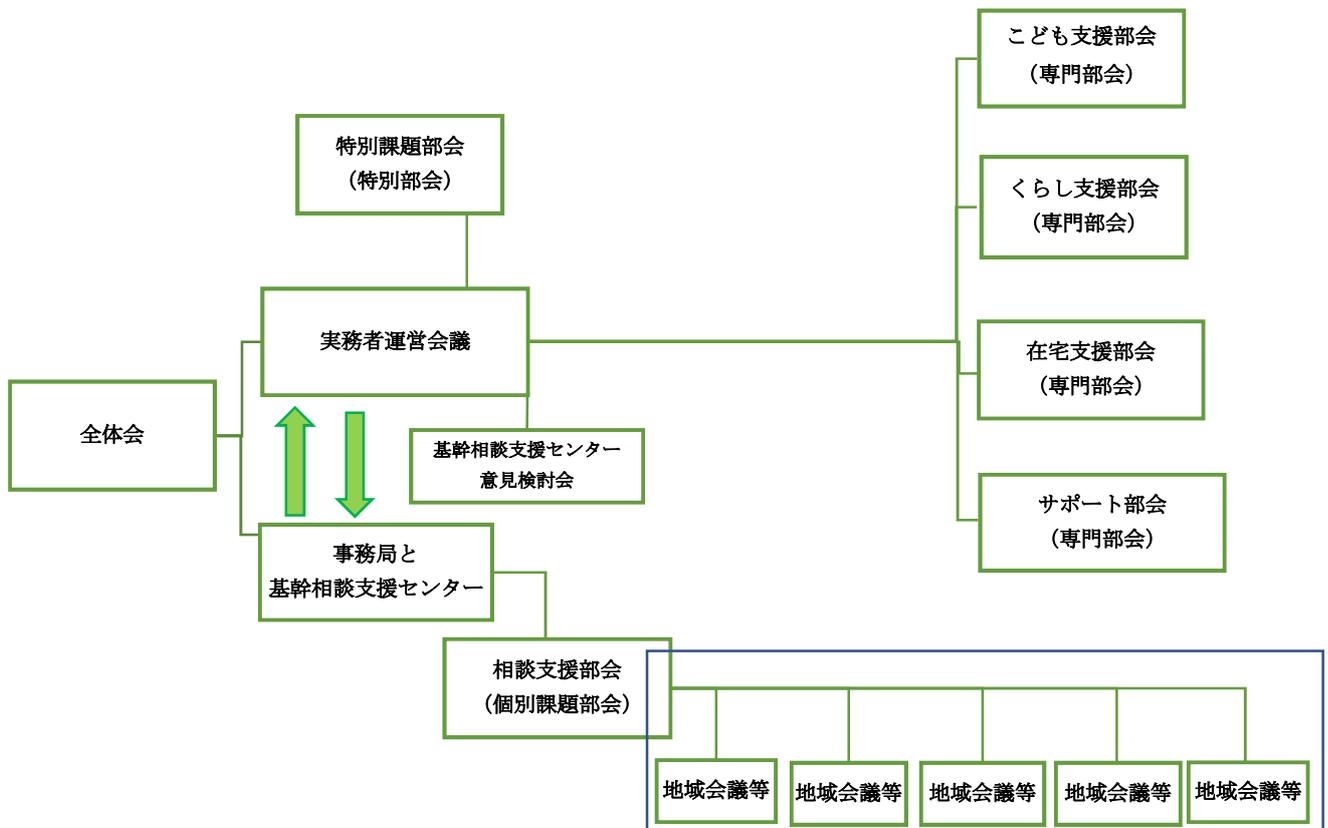
1. 地域福祉の基盤を作っていくための協議会



“アセスメント⇒プランニング⇒インターベンション⇒モニタリング⇒エバリュエーション” といった一連の協議の過程を協議会全体が意識し、話し合った中身を積み重ねていく仕組みを作りましょう。

2. 協議会の構成と各会に求められること

※ 下記の体制は、事務局と基幹相談支援センターが同一組織内の有る場合。



(1) 全体会

関係機関等（保健・医療・福祉・教育・就労等の他分野、多職種の関係者）の連携を図る場とします。専門部会等で協議されたことを障害福祉分野はもちろん、様々な関係者へ「情報発信・収集」「地域課題の共有」等をしていくことが求められます。

(2) 実務者運営会議

実務者運営会議は、各専門部会等で挙がっている「地域課題の整理と進捗管理」「地域診断」「障害福祉計画の評価」「地域資源の開発等」についてアセスメントを行い、具体的に協議を行います。

協議会の委員任期の3年間で大きなサイクルとしながらも、地域課題として緊急性の高いものがある場合や、課題がある程度解消された場合には、柔軟に協議会の再編成をしていくようにします。

なお、外部委員等による基幹相談支援センターのあり方について検討するため「基幹相談支援センター意見検討会」を置きます。また、特定の事項について集中的に協議を行う必要があると認められるときは、「特別課題部会」を置き、当該基幹相談支援センター意見検討会及び特別課題部会の協議の結果を実務者運営会議及び全体会に報告します。

(3) 事務局

事務局は、協議会全体をナビゲート（交通整理）することが求められます。全体会の運営を行うとともに、各専門部会等で確認された課題の取り扱いについて実務者運営会議と協議・調整を行います。

※基幹相談支援センターについては、人材育成・質の向上のための研修企画（実践報告会等）、及び横須賀市内の相談支援体制の構築に取り組みます。

なお、外部委員等による「基幹相談支援センター意見検討会」を定期的実施し、基幹相談支援センターの運営について外部委員からの提案・要望含め、積極的に意見を交わし、実践に移していくための調整を図ります。

(4) 専門部会等

様々な人が困難さを感じている事柄について、なぜ困難さを感じているのか分析し、「地域課題の集約」「資源の開発や改善についての提案等」を行います。また、必要に応じ各課題に対する調査（研究）・研修等の企画運営を行います。

相談支援部会には、委託相談支援センターを中心とした「地域会議等」の場を設け、個別課題の抽出や地域課題の検討を行います。

3. 令和3年度の協議会体制

(1) 全体会

来年度以降の協議会体制について、実務者運営会議における検討状況を報告し、意見を集約していきます。

(2) 実務者運営会議

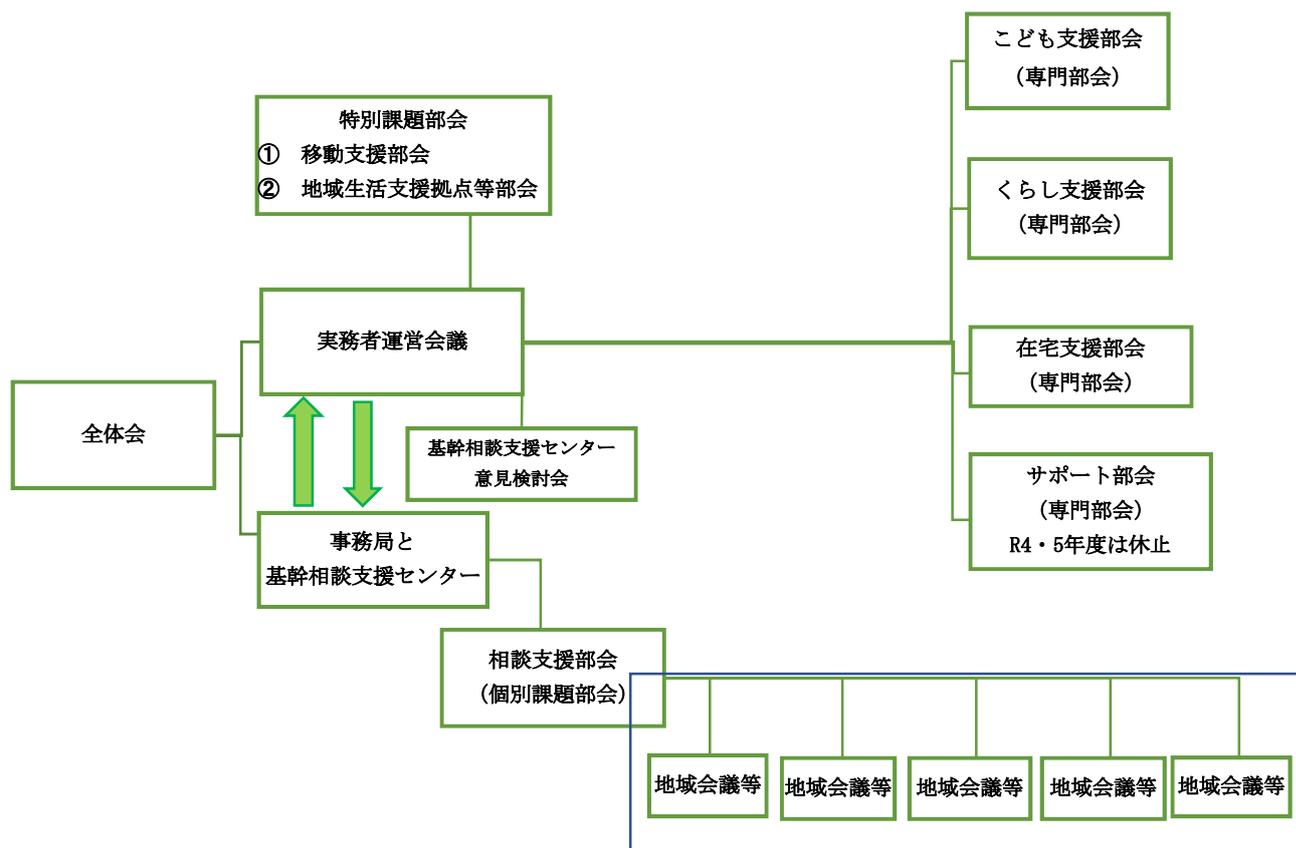
来年度以降の協議会体制を検討するにあたって、各分科会から抽出される課題だけでなく、現状実務者運営会議の委員が感じている課題を挙げて、分科会の設置について検討していきます。

また、各分科会の目的や協議内容等、具体的に示すことができるように整理を行います。

(3) 各分科会

令和3年度はこれまでの活動を評価し、今後も継続して協議したい内容を整理していきます。

4. 令和4年度以降の協議会体制（案）



横須賀市障害とくらしの支援協議会設置要綱 (案)

(総則)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として、横須賀市障害とくらしの支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、全体会、実務者運営会議及び専門部会によって組織する。

2 協議会は、前条の目的を達成するために、以下の内容について取り組む。

(1) 障害児者等に対する支援及び関係機関の連携に関するシステム全体に関すること。

(2) 関係機関のネットワーク構築に関すること。

(3) 社会資源の情報収集・提供体制に関すること。

(4) 地域の社会資源の開発・改善に関すること。

(5) よこすか障害福祉計画（障害児福祉計画を含む。）への意見に関すること。

(6) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項。

(全体会)

第3条 全体会は、委員50人以内をもって組織する。

2 全体会の委員は、法第89条の3第1項に規定する者のうち市長が指名又は依頼した者をもって組織する。

3 全体会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 全体会に会長を置き、全体会の委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

第5条 全体会は、会長が招集する。

2 全体会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第6条 全体会は、実務者運営会議、及び専門部会において協議された事項について、各関係者で情報を共有し、第2条2項の内容について協議する。また、以下の内容についても協議する。

(1) 協議会の年間活動方針に関すること。

(2) 協議会の組織に関すること。

(実務者運営会議)

第7条 実務者運営会議の委員は、法第89条の3第1項に規定する者のうちから会長が指名するものをもって組織する。

第8条 実務者運営会議に座長を置き、実務者運営会議の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、実務者運営会議の委員の任期、座長の職務及び実務者運営会議の会議について準用する。

第9条 実務者運営会議は、協議会が円滑に機能するための環境整備のため、第2条第2項の内容について協議し、その結果を全体会に報告する。基幹相談支援センターのあり方について検討するため「基幹相談支援センター意見検討会」を置くものとし、特定の事項について集中的に協議を行う必要があると認められるときは、「特別課題部会」を置き、当該基幹相談支援センター意見検討会及び特別課題部会の協議の結果を実務者運営会議及び全体会に報告する。また、以下の内容についても協議する。

(1) 協議会の運営スケジュール等の調整に関すること。

(2) 専門部会で協議する課題の設定に関すること。

(特別課題部会)

第10条 特別課題部会の委員は、法第89条の3第1項に規定する者のうちから、座長が指名するものをもって組織する。

第11条 特別課題部会に部会長を置き、特別課題部会の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、特別課題部会の委員の任期、部会長の職務及び特別課題部会の会議について準用する。

3 特別課題部会は、第2条第2項の内容について協議し、それらの結果を実務者運営会議及び全体会に報告する。

(専門部会)

第12条 専門部会の委員は、法第89条の3第1項に規定する者のうちから、実務者運営会議の座長が指名するものをもって組織する。

第13条 専門部会に部会長を置き、専門委員の委員が互選する。

2 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、専門部会の委員の任期、部会長の職務及び専門部会の会議について準用する。

4 専門分科会は、第2条第2項の内容について協議し、それらの結果を実務者運営会議及び全体会に報告する。

(秘密等の保持)

第14条 全体会、実務者運営会議、特別課題会議及び専門部会並びにこれらの会議に出席した者等協議会の関係者は、障害児者等の個人情報の保護に十分留意し、正当な理由なくその職務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第15条 横須賀市障害とくらしの支援協議会の庶務は、民生局福祉こども部地域福祉課において行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、横須賀市障害とくらしの支援協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、「横須賀市障害とくらしの支援協議会運営ガイドライン」に記載し、全体会の同意を得て会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

(経過規程)

2 第3条第3項の規定（第7条第3項及び第9条第3項の規定により準用される場合を含む。）にかかわらず、この要綱の施行後初めて任命された委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2022～2023/事業計画（全体会）

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		全大会		
課題		<ul style="list-style-type: none"> 横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）に意見を出します。 横須賀市における障害者（児）を取り巻く様々な課題等について情報交換と情報共有が必要 横須賀市内の地域課題について解決に向けた協議が必要 		
方針		関係機関等（保健・医療・福祉・教育・就労等の他分野、多職種の関係者）の連携を図る場とします。専門部会等で協議されたことを障害福祉分野はもちろん、様々な関係者へ「情報発信・収集」「地域課題の共有」をしていくことが求められます。		
計画 ※ 具体は担当で 検討		達成目標（案）		
時期	第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）	
	1年目	2年目	3年目	
アセスメント	3月	<ul style="list-style-type: none"> 多職種、他関係機関を交えたのネットワークづくり 課題の共有化 障害福祉計画モニタリング エバリュエーション共有化 他 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉計画の評価と意見表出 現状を知り、更に課題の共有化を進める。 各協議内容の協議。 協議内容から出されている内容の確認。 	<ul style="list-style-type: none"> 新体制の構築 現状を知り、更に課題の共有化を進める。 各協議内容の協議。 協議内容から出されている内容の確認。
プランニング				
インターベンション	4月			
モニタリング	10月			
エバリュエーション	2月			
取り組み内容 ※ 具体は担当で 検討	3月	協議会の活動報告を行い、障害福祉分野に関する課題等を様々な人に知ってもらう。 また、全体会に参加する多職種、他関係機関が把握している障害福祉に関する話題を共有していく。	同左	同左

2022～2023/事業計画（実務者運営会議）

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		実務者運営会議			
課題		<ul style="list-style-type: none"> 各専門部会等の進捗を定期的にアセスメントします。 地域診断と地域課題の抽出と評価検討。 特別部会の内容協議。 			
方針		各専門部会等で挙げられている「地域課題の整理と進捗管理」「地域診断」「障害福祉計画の評価」「地域資源の開発等」についてアセスメントを行い、具体的に協議を行います。			
計画 ※ 具体は担当で検討		時期	達成目標（案）		
			第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
			1年目	2年目	3年目
アセスメント	3月	<ul style="list-style-type: none"> 各部会の進捗管理 新たに抽出された地域課題のアセスメントを行う。 障害福祉計画モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉計画の評価と意見表出内容の整理 各部会の進捗管理。 新たに抽出された地域課題のアセスメントを行うとともに、来年度以降の協議会体制の検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 各部会の進捗管理 新たに抽出された地域課題のアセスメントを行う。 障害福祉計画モニタリング 	
プランニング					
インターベンション	4月				
モニタリング	10月				
エバリュエーション	2月				
取り組み内容 ※ 具体は担当で検討	3月	各部会の活動の進捗を確認しながら、障害福祉計画で挙げられている地域課題に対して、どこまで議論を進めることができているかモニタリングをしていきます。	同左	同左	

2022～2023/事業計画（基幹相談支援センター）

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		基幹相談支援センター				
課題		<ul style="list-style-type: none"> ・「横須賀市 暮らしの支援協議会の役割の明確化」 ・横須賀市内の相談体制（三層構造）の推進と構築 ・人材確保と育成 				
方針		<ul style="list-style-type: none"> ・事務局は、協議会全体をナビゲート（交通整理）することが求められます。全体会の運営を行うとともに、各専門部会等で確認された課題の取り扱いについて実務者運営会議と協議・調整を行います。 ・基幹相談支援センターとして、支援者支援や権利擁護の推進、人材育成・質の向上のための研修企画（実践報告会等）に関する取り組みます。また、横須賀市内の相談支援体制（三層構造）の構築と機能の推進に取り組みます。 				
計画 ※ 具体は担当で検討		時期	達成目標（案）			
			第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）			
			1年目	2年目	3年目	
アセスメント		3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントのプロセスを意識した協議会運営。 ・相談支援事業所等の現状の共有と、目指す方向性の共有。 ・所属組織以外と関わりの少ない支援者とも、一緒に考える機会を作る。 	同左	<ul style="list-style-type: none"> ・横須賀市の相談支援体制の推進 	
プランニング						
インターベンション						4月
モニタリング						10月
エバリュエーション						2月
取り組み内容 ※ 具体は担当で検討		3月	事務局として、活発な協議会運営のため、協議会全体のナビゲートを行うとともに、各部会長や副部会長の進行補助を行います。 相談支援事業所全体会や地域会議において、各相談支援事業所や相談支援専門員の実践状況の共有化を行いながら、困難ケースを抱える相談支援専門員が孤立しないような体制の構築を図ります。 相談支援を必要とする障害者がどこかに相談できるような体制を目指していくことの共有を行うとともに、三層構造の中での具体的なイメージを構築していきます。 これまで会議等に参加してこなかった現場の支援者が、他事業所での取り組みを知る機会を設定し、日々の実践に取り入れられる情報の相互共有を図ります。	協議会は、今期でエバリュエーションしていく。 三層構造の中での、障害者の相談イメージを醸造していくため、相談支援事業所だけでなく、法人への説明を行う。 現場の支援者の実践内容から見えてくる地域課題を整理し、次年度以降の協議会へつなげていきます。	1年目、2年目を踏まえて、相談支援体制の推進を行っていく。	

横須賀市 障害者基幹相談支援センター 活動スケジュール（案）

資料 2-2

年度	月	総合的・専門的な相談	協議会 ★全体会 ■実務者運営会議 ●基幹意見検討会	相談支援体制の 推進と構築 (協議会 相談支援部会等を含む)	地域の支援機関等との 連携強化 (協議会 専門部会を含む)	支援者支援	人材育成の支援	地域移行・地域定着 促進のための取組	権利擁護・虐待の防止	
令和3年度	3月		★第2回全体会				・主催研修会 3月11日（金）			
令和4年度	随時	・ケースワーク業務		・サポートセンター会議		・ケースワーク業務 ・専門的コンサルテーション事業		・ケースワーク業務	・成年後見センター業務 (専門職派遣、市長申立て、 申立てにあたっての調整) ・虐待防止センターとの連携	
	適時			・各事業所の現状や目指す方向性の共有 ・現状を踏まえた上での具体的なイメージづくり	・圏域自立支援協議会 ・基幹相談支援センター連絡会 ・地域包括支援センター情報交換会			・精神障害保健福祉連絡協議会		
	4月			■第1回相談支援部会	各 専 門 部 会 の ス ケ ジ ユ ー ル が 入 る					
	5月			★第1回相談支援事業所全体会						
	6月		★第1回全体会 協議会活動計画（案）の説明	●第1回地域会議（5グループ）						
	7月			■第2回相談支援部会				・実践報告会（仮）		
	8月		■第1回実務者運営会議 各専門部会の活動確認 ●基幹相談支援センター意見検	●第2回地域会議（5グループ）						
	9月			■第3回相談支援部会						
	10月			●第3回地域会議（5グループ）				・実践報告会（仮）		
	11月		■第2回実務者運営会議 各専門部会の活動確認	■第4回相談支援部会						
	12月			●第4回地域会議（5グループ）						
	1月			■第5回相談支援部会				・主催研修会（仮）		
	2月		■第3回実務者運営会議 各専門部会の活動確認 ●基幹相談支援センター意見検	★第2回相談支援事業所全体会						
	3月		★第2回全体会 令和4年度の協議会活動報告							

令和4年度「横須賀市障害とくらしの支援協議会」 全体会 委員構成（案）

No.	区分	団体名等	
1	圏域自立支援協議会	圏域自立支援協議会	
2	福祉サービス事業者及び支援団体連絡会等	横須賀市障害関係施設協議会	
3		神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会 横須賀・三浦ブロック	
4		横須賀・三浦作業所連絡会	
5		横須賀市障害者団体連絡協議会	
6		「福祉のまちづくりを進める市民集会」実行委員会	
7		施策検討連絡会	
8		横須賀グループホーム連絡会	
9		放課後等デイサービス事業所連絡会	
10		移動支援ヘルパー連絡会	
11		横須賀市立福祉援護センター	
12		よこすかヘルパーステーション	
13		当事者	障害当事者（身体）
14	障害当事者（知的）		
15	障害当事者（精神）		
16	教育関係機関	武山養護学校	
17		岩戸養護学校	
18		久里浜特別支援学校	
19		市立養護学校	
20	療育関係機関	横須賀市療育相談センター	
21	地域福祉関係機関	横須賀市社会福祉協議会	
22		横須賀市民生委員児童委員協議会	
23		横須賀市障害福祉相談員連絡会	
24		地域包括支援センター	
25	就労関係機関	よこすか就労援助センター	
26		横須賀商工会議所	
27	医療関係機関	医師会	
28		訪問看護協会	
29	警察	田浦警察署	
30		横須賀警察署	
31		浦賀警察署	
32	消防	横須賀市消防局	
33	交通	京浜急行	
34	行政関係機関	神奈川県鎌倉保健福祉事務所保健福祉課	
35		健康づくり課	
36		こども家庭支援課	
37		児童相談課	
38		支援教育課	
39		障害福祉課	

オブザーバー

1	専門部会	実務者運営会議	座長
2		こども支援部会	会長
3		くらしの支援部会	会長
4		在宅支援部会	会長
5		相談支援部会	会長
6		移動支援部会	会長
7		地域生活支援拠点等部会	会長

事務局	障害者基幹相談支援センター（地域福祉課）	
-----	----------------------	--

令和 4 年度 障害とくらしの支援協議会
各分会 委員構成 (案)

分会名 実務者運営会議

No.		区分	所属	役職	氏名 (敬称略)
1	座長				岸川 学
2	副座長				海原 泰江
3	委員	こども支援分会 会長			伊藤 綾季子
4	委員	こども支援分会 副会長			山邊 陽子
5	委員	こども支援分会 副会長			松田 美由紀
6	委員	くらしの支援分会 会長			森下 浩明
7	委員	くらしの支援分会 副会長			酒井 裕樹彦
8	委員	在宅支援分会 会長			武藤 弘
9	委員	在宅支援分会 副会長			永瀬 有希子
10	委員	相談支援分会 会長			岸川 江利子
11	委員	相談支援分会 副会長			山崎 辰夫
12	委員	地域生活支援拠点等分会 会長			(岸川 学)
13	委員	地域生活支援拠点等分会 副会長			金子 将大
14	委員	移動支援分会 会長			(森下 浩明)
15	委員	移動支援分会 副会長			北岡 岳人

2022～2023/事業計画（こども支援部会）

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		こども支援部会		
課題		<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関との連携体制の構築（トライアングルプロジェクトを含む） ・障害受容期の課題抽出（行政関係との連携） ・障害福祉計画の検証 ・障 害児を取り巻く課題や情報の共有化		
方針		<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関との連携についてはワーキングチーム内で検討 ・医療的ケア児等に関しては「横須賀地域小児等在宅医療検討会」より報告を受ける ・専門分野：【当事者、幼保（未就学児）、療相、児童発達、学校、放デイ】 		
計画 ※ 具体は部会で 検討		達成目標(案)		
		第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
		1年目	2年目	3年目
アセスメント	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係者の相互理解 ・課題の抽出 ・課題の共通化と共通認識 ・障害福祉計画モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係者の相互理解 ・課題の抽出 ・課題の共通化と共通認識 ・障害福祉計画モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携体制の構築 ・次期3年間計画の検討、提案
プランニング				
インターベンション	4月			
モニタリング	10月			
エバリュエーション	2月			
取り組み内容 ※ 具体は部会で 検討	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキングチームにおいて、福祉・教育および行政等関係機関における問題点の整理と新たな取り組みについて検討する。 ・保護者支援のあり方やよりニーズにあったサービスの提供を再検討する。 ・福祉計画のアセスメントとモニタリングを行い、計画へ反映させる。 		

年度	月	実務者運営会議	こども支援部会 (令和3年度中は部会長・副部会長)	
令和3年度	1月	★第8回(1月24日) ・専門部会 副部会長への説明	・各専門部会での具体的な協議内容 ・各専門部会のスケジュール	
	2月	★第9回(2月下旬) ・各専門部会の協議内容の確認 ・第2回全体会での説明内容の確認		
	3月		(部会長・副部会長での協議)	
令和4年度	4月		・委員推薦依頼の送付 (部会長・副部会長他で協議)	
	5月		(部会長・副部会長他で協議)	
	6月		第1回こども支援部会 ・部会の方針と計画の確認	
	7月		第2回こども支援部会	
	8月	★第1回 ・各専門部会の活動確認		
	9月			
	10月		第3回こども支援部会	
	11月	★第2回 ・各専門部会の活動確認		
	12月			
	1月		第4回こども支援部会	
	2月	★第3回 ・各専門部会の活動確認		(次年度に向けての方針検討)
	3月			

2022～2023/事業計画（くらしの支援部会）

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		くらしの支援部会		
課題		<ul style="list-style-type: none"> ・住まいに関する社会資源の不足。 ・重度障害者（行動障害、医療的ケアを含む）の暮らしの支援体制が不十分。 ・職員の支援力の強化（質の向上） 		
方針		<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者（行動障害、医療的ケアを含む）の暮らしの課題について協議し、暮らしの広がりにつなげます。 ・専門分野：【入所、GH、短期入所、地域移行、地域定着、自立生活援助】 		
計画 ※ 具体は部会で検討		達成目標(案)		
		第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
時期		1年目	2年目	3年目
アセスメント	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしの現状実態把握 ・課題の抽出 ・課題の共有化 ・障害福祉計画モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画の評価と意見 ・課題解決のための検討と提案 ・次期3年間計画検討、提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成
プランニング				
インターベンション	4月			
モニタリング	10月			
エバリュエーション	2月			
取り組み内容 ※ 具体は部会で検討	3月	①【課題抽出調査】 <ul style="list-style-type: none"> ・現在の「障害者支援施設」で起こっている課題の抽出 →想定されることは ・「医療機関から地域移行等」を進める上での現状での課題の抽出 →想定されることは ・「共同生活援助（グループホーム）」で起こっている課題の抽出 →想定されることは ・「暮らしに関して在宅生活」で起こっている課題の抽出 →想定されることは ②【課題解決策の検討】 →具体的内容の絞り込み ③【制度・政策・具他の提案等】 →福祉計画への意見出し ④【福祉計画に関するモニタリングとアセスメント】 →福祉計画への意見出し		

年度	月	実務者運営会議	くらしの支援部会 (令和3年度中は部会長・副部会長)
令和3年度	1月	★第8回(1月24日) ・専門部会 副部会長への説明	・各専門部会での具体的な協議内容 ・各専門部会のスケジュール
	2月	★第9回(2月下旬) ・各専門部会の協議内容の確認 ・第2回全体会での説明内容の確認	
	3月		(部会長・副部会長での協議)
令和4年度	4月		・委員推薦依頼の送付 (部会長・副部会長での協議)
	5月		(部会長・副部会長での協議)
	6月		第1回くらしの支援部会 ・部会の方針と計画の確認 ・調査チームの編成
	7月		第2回くらしの支援部会 ・調査内容の確認
	8月	★第1回 ・各専門部会の活動確認	
	9月		(調査集計)
	10月		第3回くらしの支援部会 ・調査等の評価 ・課題の整理と意見交換
	11月	★第2回 ・各専門部会の活動確認	
	12月		(Webでの意見交換)
	1月		第4回くらしの支援部会 ・新課題の整理と評価(中間まとめ)
	2月	★第3回 ・各専門部会の活動確認	(次年度に向けての方針検討)
	3月		

令和 4 年度 障害とくらしの支援協議会
各分会 委員構成 (案)

分会名 ぐらしの支援分会

No.		区分	所属	役職	氏名 (敬称略)
1	会長	相談支援事業	支援センターライフゆう	管理者	森下 浩明
2	副会長	障害者支援施設	三浦しらとり園	地域支援課長	酒井 裕樹彦
3	委員	障害者支援施設 (身障)	シャローム浦上台	施設長	近藤 勝利
4	委員	障害者支援施設 (知的)	清光ホーム	施設長	梶山 卓也
5	委員	短期入所事業所	peace・color	総合施設長	松田 美由紀
6	委員	共同生活援助事業	グループホーム連絡会	スマイル管理者	重城 真知子
7	委員	共同生活援助事業	ケアホームセンター	管理者	中村 知輝 (未確認)
8	委員	自立生活援助事業	TRUE COLOR	地域支援員	重野 美奈子
9	委員	相談支援分会代表	チームブルーよこすか障害者 相談サポートセンター	管理者	鈴木 香織
10	委員	障害者施策検討連絡会	横須賀の福祉を推める会		石田 恭子
11	委員	精神障害関係 (医療)	福井記念病院	精神保健福祉士	興津 純
12	委員	地域福祉課			行政推薦
13	委員	障害福祉課			行政推薦
14	委員	保健所	こころの健康係		行政推薦
15	委員				
16	委員				
17	委員				
18	委員				
19	委員				
20	委員				

2022～2023/事業計画（在宅支援部会）

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		在宅支援部会		
課題		<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援の必要性の高さに対し、対応事業所が少ない。 ・在宅生活及び自立生活のための支援体制が不十分。 ・在宅支援部会を通して福祉の横断的な連携構築の先駆けとする。 ・在宅生活の可能性を追及する。 		
方針		<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活の推進を図るとともに、その基盤となる社会資源の広がりにつなげます。また、今後の地域課題解決につなげます。 ・専門分野：【居宅介護・重度訪問介護・訪問看護・地域生活支援事業等】 ・40,65歳介護保険移行問題を通して在宅生活の課題と可能性を探ると共に「介保移行ガイドライン(案)」を作成し、利用者への還元を図る。 		
計画 ※ 具体は部会で検討		達成目標(案)		
時期		第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
		1年目	2年目	3年目
アセスメント	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅生活の現状実態把握 ・課題の抽出 ・課題の共有化 ・障害福祉計画モニタリング ・「介保移行ガイドライン(案)作成」*次年度継続。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画の評価と意見 ・課題解決のための検討と提案 ・「介保移行ガイドライン(案)作成及び広報」*前年度継続作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成 ・ガイドライン(案)のモニタリング及び評価と広報活動 ・2年間の活動の総括とこれをベースにした新たな活動方針・次期3年間計画検討、提案策定
プランニング				
インターベンション	4月			
モニタリング	10月			
エバリュエーション	2月			
取り組み内容 ※ 具体は部会で検討	3月	<p>1. 制度間（障害、介護保険）の連携を構築し、その連携構築の中で在宅サービスの問題点を抽出する。 * 第一番目の連携として障害と介護保険の連携を取り上げる。連携構築のテーマとして支援の不連続「障害から介護保険移行（40,65歳）問題」を取り上げる。 * 実際に発生した移行案件を整理し、移行前（40,65歳未満）と移行後の利用サービスを比較検証することにより、それぞれのサービスの違いや利用上の問題点等を抽出する。 * 実際に発生する移行案件を利用者・支援者等の同意協力のもとモデルケースとして取り上げ当部会が側面サポートする中で課題を探る。 * 移行の事例及びモデルケースを検証することから「利用者にとって、負担がなく安心できる移行」はどうあるべきか？を検討する。 * この検討結果を「障害・介護保険移行ガイドライン(案)」として纏める（次年度に作業継続）。</p> <p>2. 補助活動 映画「道草(*)」の上映会開催。 * 行動障害を持つ重度知的障害者が重度訪問介護を使って地域で独居生活を送る姿を記録した映画。 * 在宅生活の可能性を関係者で共有し、現実的に在宅を広げ定着させるための教材として取り上げたい。 * コロナの感染状況を見ながら上映企画を進める。</p>	<p>1. 前年度の成果物「障害・介護保険移行ガイドライン(案)（以下、ガイドライン）」を纏め（作業完了）る。 * 関係者からのヒアリング等を行い素案の見直し、修正を行う。 * その活用方法を検討し、関係者（利用者、行政、事業所）間で共有する。 2. ガイドラインの広報活動を行う。 * 広報活動を通じて新たな連携を模索する。 3. これまでの活動を通して見えてきた新たな課題を抽出し、「障害福祉計画」に対する意見として纏める（次年度継続）。 * ここで出てきた新たな課題から次年度の活動方針を検討する。</p>	<p>1. ガイドライン(案)の利用についてモニタリングをし評価検討を行うと共に広報活動を実践する。 2. 前2年間の活動を総括し、「障害福祉計画」に対する意見（前年から継続）を最終案として纏める。 3. これまでの課題から導かれた新たな課題を基礎とし、次期3年間の活動方針の素案を作成し提案する。</p>
◎本体活動とは別に「居宅ワーキンググループ」「通所ワーキンググループ」の基本構想を検討し、次年度以降、本部会とは独立した活動を目指す。				

年度	月	実務者運営会議	在宅支援部会 (令和3年度中は部会長・副部会長)
令和3年度	1月	★第8回(1月24日) ・専門部会 副部会長への説明	・各専門部会での具体的な協議内容 ・各専門部会のスケジュール
	2月	★第9回(2月下旬) ・各専門部会の協議内容の確認 ・第2回全体会での説明内容の確認	
	3月		
令和4年度	4月		・委員推薦依頼の送付
	5月		●第1回部会 ・現状在宅生活の課題について情報共有(各委員から提示)。 ・テーマ(障害介保移行)の説明し、スケジュールと方法を決定。 *ピフォーアフター(40, 65歳)の事例をできるだけ多く収集⇒障害福祉課 介護保険課の協力⇒利用者・事業所の協力 *委員全員参加
	6月		
	7月		●第2回部会 ・ピフォーアフター(40, 65歳)の事例整理結果の検討(1回目) *前後の比較検討で障害と介護保険の違いや課題を確認する。 *個々の移行の課題や改善点を検討する。 *モデルケースを選定し、具体的な係わり方を検討する。 *委員部分参加(リスト参照)
	8月	★第1回 ・各専門部会の活動確認	
	9月		●第3回部会 ・ピフォーアフター(40, 65歳)の事例整理結果の検討(2回目)。 ・モデルケース経過報告(2回目)と纏め。 ・ガイドライン作成方針の検討。 *委員部分参加(リスト参照)
	10月		
	11月	★第2回 ・各専門部会の活動確認	●第4回部会 ・ガイドライン素案の作成方針の検討(2回目)と決定。 *「介護保険移行はどうあるべきか」という視点で議論し、移行問題以外の課題が出れば拾いあげる。 *委員部分参加(リスト参照)
	12月		
	1月		●第5回部会 ・ガイドライン素案の開示、説明とこれに対する意見課題抽出。 *第4回同様に、意見の中で直接移行に関係ないものも課題として共有する。 *委員全員参加
	2月	★第3回 ・各専門部会の活動確認	
	3月		●第6回部会 ・ガイドライン素案の検討と修正等に対する意見抽出。 ・「障害・介保移行ガイドライン(案)」として纏め作業に入る。 *委員全員参加

令和4年度 障害とくらしの支援協議会
各分会 委員構成（案）

分会名 在宅支援分会

No.		区分	所属	役職	氏名（敬称略）	全員のみの参加
1	会長	相談支援事業所	ぴーす・とーく障害者相談サポートセンター	施設長	武藤 弘	
2	副会長	相談支援事業所	田浦障害者相談サポートセンター	管理者	永瀬 有希子	
3	委員	民生委員	民事協等		要調整	○
4	委員	介護保険課	給付係	主任等	要調整(参加必須)	
5	委員	障害福祉課	地域支援係、他	主任等	要調整(参加必須)	
6	委員	地域包括支援センター	西第二地域包括支援センター	管理者	鈴木 敬	
7	委員	成年後見人	神奈川県社会福祉士会、権利擁護センターばあとなあ神奈川県 所属	社会福祉士	福田 知弘	
8	委員	居宅介護支援	けいすいケアセンター北久里浜	管理者	小池 政子	
9	委員	訪問看護	有限会社かしこ	代表取締役	門原 裕子	
10	委員	就労関係	よこすか就労援助センター	副施設長	後藤 由紀夫	○
11	委員	居宅介護	聖隷ヘルパーステーション横須賀	管理者	樋口 範子	
12	委員	居宅介護	ケアステーション杏の実	管理者	反町 三紀子	
13	委員	訪問入浴	スマイル横須賀	管理者	下地 和	○
14	委員	当事者（身体、区分6）			須田 有美	
15	委員	当事者（身体、区分5）			満崎 良枝	
16	委員	当事者（精神、区分4）			土井 勝美	○
17	委員	当事者（視覚、区分5）			木村 尚之（*）	○
18	委員	事務局	基幹相談センター		要調整	
19	委員	安心センター			未調整	○
20	委員	生活介護事業所	田浦障害者デイサービスセンター	支援員	三浦 ふみ子	○
21	委員	生活介護事業所	Wish	代表	小谷田 啓子	○
*	調整中					

2022～2023/事業計画（相談支援部会）

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		相談支援部会		
課題		<ul style="list-style-type: none"> ・様々な個別課題への対応と解決。 ・支援者（相談員含む）同士が地域で「顔の見える関係」の構築。（フットワーク&ネットワーク作り） ・困難ケースの課題解決のための仕組み作り 		
方針		地域別会議等で検討された個別課題を集約し、様々な関係者で共有化を図り、地域課題として取り上げが必要な内容については基幹相談支援センターと協議します。 ※ 5つ委託相談支援センターを中心に「地域別会議等」を定期的に行います。 ・専門分野：【相談支援等】		
計画 ※ 具体は部会で検討		達成目標(案)		
時期		第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
		1年目	2年目	3年目
アセスメント	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・顔の見える関係作り（ネットワーク化） ・地区別会議の定着（フットワーク強化） ・相談支援専門員の質の向上（人材育成） ・共通課題の抽出 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画の評価と意見 ・地域課題の抽出 ・ケースワークの強化 ・困難ケース解決の事例検討 ・困難ケース解決の標準化（モデル可） ・次期3年間計画検討、提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースワークの標準モデル作成
プランニング				
インターベンション	4月			
モニタリング	10月			
エバリュエーション	2月			
取り組み内容 ※ 具体は部会で検討	3月	①地域別会議 目的：顔の見える関係を作る 方法：各地域別5グループに別れて、事例検討会を実施する。（2ヶ月間で1～2回程度） ファシリテーターはサポートセンター職員が行う。 場所提供・記録はグループメンバーで協力して行う。 ②個別課題別会議 ケースワークを行政機関と相談支援事業所の連携を図り、課題について共通認識を持つ。	①地域別会議 目的：地域全体を意識して事例検討を行う ②個別課題別会議 事例から見える地域課題を具体化し障害福祉計画に反映してもらうための整理を行う。	①地域別会議 目的：事例から見える課題について検討し、課題解決に向けて提案を行う。 ②個別課題別会議 事例から見える課題整理と共に、地域の相談支援のスキルアップについての企画を行う。

年度	月	実務者運営会議	相談支援部会 (令和3年度中は部会長・副部会長)
令和3年度	1月	★第8回(1月24日) ・専門部会 副部会長への説明	・各専門部会での具体的な協議内容 ・各専門部会のスケジュール
	2月	★第9回(2月下旬) ・各専門部会の協議内容の確認 ・第2回全体会での説明内容の確認	
	3月		
令和4年度	4月		・委員推薦依頼の送付
	5月		部会①メンバー顔合わせ 部会主旨説明
	6月		相談支援事業所全体会 全体顔合わせ 事例検討会説明 研修
	7月		(地域別事例検討会1~2回)
	8月	★第1回 ・各専門部会の活動確認	
	9月		部会②当事者スピーチ 事例課題整理
	10月		(地域別事例検討会1~2回)
	11月	★第2回 ・各専門部会の活動確認	
	12月		部会③当事者スピーチ 事例課題整理
	1月		
	2月	★第3回 ・各専門部会の活動確認	
	3月		相談支援事業所全体会 今年度の課題整理結果を報告 研修

令和 4 年度 障害とくらしの支援協議会
各部会 委員構成 (案)

部会名	相談支援部会
-----	--------

No.		区分	所属	役職	氏名 (敬称略)
1	会長	委託相談支援事業所	相談室「あすなろ」	室長	岸川江利子
2	副会長	指定相談支援事業所	海風会相談支援センター	センター長	山崎辰夫
3	委員	委託相談支援事業所	ゆんるり		北岡
4	委員	委託相談支援事業所	チームブルーよこすか		鈴木
5	委員	委託相談支援事業所	田浦障害者相談サポートセンター		永瀬
6	委員	委託相談支援事業所	ぴーすとーく		土橋
7	委員	地域福祉課			
8	委員	障害福祉課			
9	委員	保健所			
10	委員	児童相談所			
11	委員				
12	委員				
13	委員				
14	委員				
15	委員				

2022～2023/事業計画（移動支援部会）

資料 7 - 1

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		移動支援部会		
課題		<ul style="list-style-type: none"> ・制度運用がニーズにマッチしていない。 ・事業所の不足、人材の不足。 ・障害児者の社会参加の推進。 		
方針		<p>「移動支援」については、多くの課題が挙げられており、実務者運営会議の中に特別部会として位置付け、現状分析（評価）を行うとともに課題解決について協議します。 【移動支援、行動援護、重度訪問介護】</p>		
計画 ※ 具体は部会で検討		達成目標(案)		
時期		第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
		1年目	2年目	3年目
アセスメント	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・現状評価（調査） ・課題の抽出 ・他市との比較検討 ・障害福祉計画モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画の評価と意見 ・新たな制度内容及び支援内容提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度及び支援内容絵の移行
プランニング				
インターベンション	4月			
モニタリング	10月			
エバリュエーション	2月			
取り組み内容 ※ 具体は部会で検討	3月	<p>①【移動支援の課題の整理】 →今までの課題の整理と再確認 →現状調査（課題の再整理） →現在の制度の検証（ニーズとのミスマッチ）</p> <p>②【新たな制度提案に向けての検討】 →多角的な検討 →他市の取り組みの検証</p> <p>③【移動支援等のガイドライン作成】 →具体的項目や内容の検討</p> <p>④【福祉計画のアセスメントとモニタリング】 →意見出し</p>		

横須賀市 障害とくらしの支援協議会 活動スケジュール (案)

資料 7-2

年度	月	実務者運営会議	移動支援部会 (令和3年度中は部会長・副部会長)	
令和3年度	1月	★第8回(1月24日) ・専門部会 副部会長への説明	・各専門部会での具体的な協議内容 ・各専門部会のスケジュール	
	2月	★第9回(2月下旬) ・各専門部会の協議内容の確認 ・第2回全体会での説明内容の確認		
	3月		(部会長・副部会長での協議)	
令和4年度	4月		・委員推薦依頼の送付	
	5月		(部会長・副部会長での協議)	
	6月		第1回移動支援部会 ・部会の方針と計画の確認 ・課題の整理	
	7月		第2回移動支援部会 ・調査内容の確認	
	8月	★第1回 ・各専門部会の活動確認		
	9月		(調査集計)	
	10月		第3回移動支援部会 ・調査等の評価 ・新制度へ向けての意見交換	
	11月	★第2回 ・各専門部会の活動確認		
	12月		第4回移動支援部会 ・新制度に向けての意見交換(中間まとめ)	
	1月		(Web活用での意見交換)	
	2月	★第3回 ・各専門部会の活動確認		(骨子案の整理とまとめ)
	3月			

令和4年度 障害とくらしの支援協議会 各分会 委員構成 (案)

分会名	移動支援分会
------------	---------------

No.	役職	区分	所属	役職	氏名 (敬称略)
1	会長	相談支援事業	支援センターライフゆう	管理者	森下 浩明
2	副会長	相談支援事業	久里浜障害者支援センターゆんるり	センター長	北岡 岳人
3	委員	移動支援事業所	あまね支援センター	管理者	藁谷 文
4	委員	移動支援事業所 (有償運送)			未定(今後追加検討)
5	委員	行動援護事業所	びーすけあ・ホームヘルプセンター	管理者	丸岡 篤司
6	委員	同行援護事業所	よこすかヘルプステーション	サビ管	平田 千代子
7	委員	重度訪問介護事業所			未定(今後追加検討)
8	委員	相談支援分会代表	びーすとーく	主席相談専門員	土橋 真也
9	委員	横須賀市療育相談支援センター	地域生活支援課	主任	和田 悦子
10	委員	通所事業所関係者	基督教社会館	管理者	永瀬 有希子
11	委員	当事者 (施策検討連絡会)			依頼中
12	委員	当事者 (施策検討連絡会)			依頼中
13	委員	当事者 (施策検討連絡会)			依頼中
14	委員	当事者 (施策検討連絡会)			依頼中
15	委員	当事者 (施策検討連絡会)			依頼中
16	委員	当事者 (施策検討連絡会)			依頼中
17	委員	県立養護学校	武山養護学校		行政推薦
18	委員	県立養護学校	岩戸養護学校		行政推薦
19	委員	教育委員会			行政推薦
20	委員	地域福祉課			行政推薦
21	委員	障害福祉課			行政推薦

2022～2023/事業計画（地域生活支援拠点等部会）

【共通目標】：横須賀市障害福祉計画（横須賀市障害児福祉計画）の策定及び評価に対する提言。障害福祉に関する社会資源（フォーマル・インフォーマル）の充実を目指す。

部会等		地域生活支援拠点等部会		
課題		<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活を継続するための、総合的な支援。（含む理解の促進） ・障害の重度化、高齢化（ご家族含む）に対する地域生活支援体制の構築（面的整備） 		
方針		<ul style="list-style-type: none"> ・横須賀市内に障害福祉計画で定められている「地域生活支援拠点等事業」を面的整備として構築するため、今期は、実務者運営会議の中に取り入れ、集中的に行政とともに協議します。 ・専門分野：【家族・本人・地域生活サポート、福祉サービス等】 		
計画 ※ 具体は部会で 検討		達成目標(案)		
		第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）		第7期…（第3期…）
		1年目（R4）	2年目（R5）	3年目（R6）
アセスメント	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域生活支援拠点等事業」の具体的内容の検討。 ・「⑤地域の体制づくり」の場とし、以下の取り組み内容をもとに協議会での「地域生活支援拠点等」の概念を示せるようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域生活支援拠点等事業」の設置（実施） ・協議会で提出した概念をもとに登録制度案を提出できるようにします。 ・次期障害福祉計画への意見表出、次年度以降の計画も進捗に応じて検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域生活支援拠点等事業」の周知・修正 ・研修会を開催し、地域生活支援拠点等の登録制度案の周知と参加者からの意見収集。登録制度案の修正を行います。 ・並行し関係する支援機関への協力を依頼していきます。
プランニング				
インターベンション	4月			
モニタリング	10月			
エバリュエーション	2月			
取り組み内容 ※ 具体は部会で 検討		3月	<ul style="list-style-type: none"> ・登録制度を整備していくにあたり、対象として考えられる利用者・家族の抱える課題、関係支援者への依頼方法など、既存のフォーマットながら実際に活用できる登録制度案を作成します。 ・一度、実務者運営会議・全体会に提出し、意見を募ります。下半期で募った意見をもとに修正をかけて年度末に再度提出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会で設定した概念・登録制度案をもとに地域生活支援拠点に関する研修会を基幹相談支援センターと開催する。主な発信内容は「厚生労働省や他市町村の状況について説明」「地域生活支援拠点：横須賀版の概念・登録制度の説明」「参加者（当事者・家族・支援者）から登録制（ハイリスクの定義、登録の手続きやフォーマット紙、関係支援者間での依頼方法）について意見をもらう。（情報発信・収集） ・研修機会でも得られた意見をもとに横須賀市版の①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場④専門人材の確保・養成を実現可能な順から体制整備に向けて協力機関を募っていく。

年度	月	実務者運営会議	地域生活支援拠点等部会 (令和3年度中は部会長・副部会長)
令和3年度	1月	★第8回(1月24日) ・専門部会 副部会長への説明	・各専門部会での具体的な協議内容 ・各専門部会のスケジュール
	2月	★第9回(2月下旬) ・各専門部会の協議内容の確認 ・第2回全体会での説明内容の確認	
	3月		
令和4年度	4月		・委員推薦依頼の送付
	5月		
	6月		・顔合わせ ・会議主旨の説明と今後の予定の説明 ・スケジュールと達成目標の共有・意見交換
	7月		・地域生活支援拠点等の情報共有 ・利用者・家族から地域生活支援拠点等に求める課題や希望の意見交換。 ・実務者運営会議に報告準備。
	8月	★第1回 ・各専門部会の活動確認	・実務者運営会議での意見を委員に報告・共有。 ・近隣市町村の実践状況などを情報収集。
	9月		・横須賀市内で実際に面的整備に近い支援に取り組んでいるケースの経過などを援助技術面から集約。
	10月		・実際に地域生活支援拠点等に近い支援に取り組んでいるケースの経過などを援助技術面から集約。 ・実務者運営会議に報告準備。
	11月	★第2回 ・各専門部会の活動確認	・実務者運営会議での意見を委員に報告。 ・地域生活支援拠点等の協議会へ提案する概念を検討していく。
	12月		・地域生活支援拠点等の協議会へ提案する概念を検討していく。
	1月		・地域生活支援拠点等の協議会へ提案する概念を検討していく。 ・実務者運営会議へ報告準備
	2月	★第3回 ・各専門部会の活動確認	・実務者運営会議の報告・意見をもとに最終版を全体会への提出に向け修正し再度提出。
3月			

令和 4 年度 障害とくらしの支援協議会
各部会 委員構成 (案)

部会名 地域生活支援拠点等部会

No.		区分	所属	役職	氏名 (敬称略)
1	会長	学識経験者	神奈川県立保健福祉大学		岸川 学
2	副会長		田浦障害者相談サポートセンター	相談支援専門員	金子 将大
3	委員	当事者・家族	福祉のまちづくりを進める市民集会		市川
4	委員	委託相談支援事業所	チームブルー横須賀障害者相談サポートセンター	管理者	鈴木
5	委員	指定特定相談支援事業所	海風会相談支援事業所		永宮
6	委員	短期入所	三浦しらとり園		日比野
7	委員	ヘルパー事業所	湘南ケアセンター		向吉
8	委員	ヘルパー事業所	よこすかヘルパーステーション		山口
9	委員	グループホーム	あまね		鈴木
10	委員	生活介護	WISH		小谷田
11	委員	生活介護	かがみ田苑		林
12	委員	生活介護	わたげ		
13	委員	入所施設			
14	委員				
15	委員				

地域生活支援拠点等事業における援助技術の共有方法について（案）

作成：田浦障害者相談サポートセンター 相談支援専門員 金子将大

○援助技術を共有していくことの意義

現在、横須賀市内においても地域生活支援拠点等事業に近い形でいわゆる面的な支援を実施している支援者はいるものとする。事業において必要な機能として挙げている①相談②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場についてすでに実践している支援者からそのノウハウを共有させてもらうことで、横須賀市内の連携した支援力の強化と当事者・家族にとっての安心感のある地域生活を提供できるよう、以下の方法について提案したい。

○提案「ナレッジマネジメント理論」の概念を共有できないか？

ではどのように取り組むか？ナレッジマネジメント（以下 KM）を提案する。KM は知識や情報を社内で共有 & 活用することで企業全体の生産性を上げていく取り組み。文字通り知識の管理。社員の知識やノウハウを企業の財産として組み立てていく。現在、具体的な取り組みとしてはクラウドでファイルの共有や社員の持つノウハウをチャット上で共有などの取り組みがなされているとされる。

→イメージとしては以下の図に示す、援助技術の共有を以下のサイクルでできないか？

○では KM をどうやるか？→SECI モデル（図 1）を活用していく



図 1（引用：<https://studyhacker.net/knowledge-management>）

KM では知識とは二つの種類があるとされています。「形式知」と「暗黙知」です。

・形式知：文章や図などのかたちで表現された知識

(例) 企業内で共有しているマニュアル

・暗黙知：目に見えるかたちでは共有されていない知識

(例) 社員の個人個人が持っているノウハウ

KM の SECI モデルでは社員が独自に持っている「暗黙知」を「形式知」として共有することで企業全体の生産力向上を目指していきます。その過程を示したのが図 1 になります。

○SECI モデルの解説 (引用)

【共同化】

【共同化】とは、各人の暗黙知を、口伝えなどの可視化されていないかたちで共有するステップです。先輩からセールストークの極意を教えてもらう、同僚から資料作成のコツをレクチャーしてもらうなど、知識を教え合ったり共有したりといったことは日常的にあるはず。このように、**文書に記録されず、口承で知識が共有されていくのが【共同化】**です。

しかし、ビジネスチャットや個人的なレクチャーを通じて共有された知識は、多くの場合、**正式な文書としては残りません**。そのため、知識を口承で【共同化】するだけでは、ナレッジマネジメントとして不十分なのです。

【表出化】

【表出化】とは、【共同化】された知識を文章などのかたちで残し、**誰でもアクセスできる形式知に変換**すること。

チームメンバーのノウハウをマニュアルとしてまとめたり、そのマニュアルをもとに勉強会を開くなどして知識を共有することが該当します。【表出化】によって、**知識が共有されやすくなるだけでなく、蓄積される**ので、チームメンバーが入れ替わっても知識が受け継がれていきます。

【連結化】

【表出化】によって知識が形となっても、体系的にまとめられていなかったり、矛盾があったりすれば、使いものになりません。そこで、**知識をブラッシュアップさせる【連結化】**が必要になります。

【内面化】

【連結化】によって知識が体系化されても、実践されないままでは宝の持ち腐れです。次の【内面化】では、**新たな知識を各人が実践し、自分のものにする**ことを目指します。

【内面化】においては、**全社員が知識にアクセスできる環境**が必須です。ひとつのマニュアルを探し出すのに膨大な時間がかかるようでは、せつかくの知識を実践しようという意欲もなくなってしまいますよね。

上記 4 つのステップをまとめたのが、SECI モデルです。ひとつひとつのステップは業務中に発生しているでしょうが、意識しないと、各ステップはバラバラのまま。**4 つのステップがうまく連動するように全体を統制する**のが、ナレッジマネジメントというわけです。

短期入所のあり方検討プロジェクトの活動内容について

【概要】

<座長> 林 奈穂子

<副座長> 西口 利枝

保護者の入院や死亡等による緊急時等の短期入所の利用調整の仕組みづくりやより適切な短期入所のあり方を検討することを目的とした課題別会議です。

委員は、短期入所事業所、障害者相談サポートセンター、指定相談支援事業所、障害者団体、行政関係機関で構成されています。

【開催状況】

令和3年度は、プロジェクトを年2回開催（10月、2月）ワーキングを1回開催予定でした。

	開催日	内 容
第1回 プロジェクト	令和3年 10月25日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ● 座長・副座長の選出 ● 令和2年度 活動内容の振り返り ● 令和3年度 活動内容（案）について ● その他
第1回 ワーキング （連絡会）	令和4年 1月11日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ● アセスメントシートの活用と臨時会議の運用について ● その他の課題について（意見交換） ● 短期入所ありかた検討プロジェクトの運用について（意見交換）
第2回 プロジェクト	令和4年 2月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ● 短期入所事業所ワーキングの報告について ● 新型コロナウイルス感染症の影響について ● 今年度の短期入所在りかた検討プロジェクトについて ● その他の課題について（意見交換）

【令和3年度の取り組みについて】

令和3年度のプロジェクト会議は年2回、ワーキングを連絡会（仮称）は年1回、計3回の実施予定でした。プロジェクトはコロナウィルス感染症の感染拡大防止の観点から2月の開催を中止とし、1回の実施となりました。令和3年10月25日のプロジェクトでは、昨年度の活動の振り返りや新型コロナウイルス感染症の影響の共有等を行いました。

ワーキングは、令和4年1月11日に1回開催し、情報共有・ロング短期入所利用者の入所状況や・共通アセスメントシートの活用などについて確認いたしました。

このプロジェクトは、平成29年度に設置された「障害とくらしの支援協議会」の課題別会議として開催され、緊急加算や、アセスメントシートなど成果を得ることができました。令和4年度については、課題別会議としては、発展的に閉会し、障害とくらしの支援協議会専門部会で課題の共有を行う予定です。なお、短期入所施設職員等で構成されるワーキング（連絡会）におきましては、情報共有のために引き続き名称を変更して継続していく予定です。

移動支援のあり方検討プロジェクトの活動状況について

【概要】 <座長> 北岡 岳人 <副座長> 金子 将大

適切な移動支援のあり方を検討することを目的とした課題別会議である。

委員は、移動支援事業所、障害者相談サポートセンター、指定相談支援事業所、障害者団体、教育関係機関、行政関係機関で構成されている。

【開催状況】 令和3年度は、プロジェクト、ワーキング共に年3回ずつ開催予定

	開催日	内 容
第1回 ワーキング	令和3年7月) (書面会議)	● 他都市等の取り組みについて ● その他
第1回 プロジェクト	令和3年8月 (書面会議)	● 令和3年度 活動内容(案)について ● 通所送迎ワーキンググループの報告について ● その他
第2回 プロジェクト	令和4年2月 (書面会議)	● 通学に関する実態把握について ● その他

【令和3年度の取り組みについて】

1 送迎に関する新たな制度の検討

令和2年12月に、送迎に関する新たな制度の検討をスムーズに行っていくために、生活介護事業所や放課後等デイサービス事業所、移動支援事業所等のメンバーで構成する通所送迎ワーキンググループ(事務局は障害福祉課)を設置した。

令和3年度は、このワーキンググループを中心に、特に送迎の課題として見えている「人員」、「車両」、「送迎の範囲(距離)」の問題について、他自治体の先行事例や取り組みを参考にしながら、意見や知恵を出し合い、より具体的な議論を進めていく。

なお、ワーキンググループでの検討経過については、随時、移動支援のあり方検討プロジェクトの本会議に報告し、内容を検討していく。

2 通学に関する実態把握

令和2年度中は、新型コロナウイルスの影響もあり、市立養護学校のみヒアリングを行った。令和3年度は、他の養護学校へのヒアリング等を継続していく。その上で、実態把握に努め、移動支援以外の障害児の「移動」に関する方法を模索する。

【令和4年度の取り組み・進め方について】

現在、実務者運営会議にて、横須賀市障害とくらしの支援協議会の組織体制について、1年間かけて見直しを含めた検討を行ってきた。移動支援のあり方検討プロジェクトについては、名称や委員構成等の変更が見込まれるが、最終的には令和4年3月23日に開催する全体会にて、令和4年度以降の組織体制が固まる予定である。

令和3年度 虐待通報件数、虐待と認定した件数

1通報件数とその内訳

(1月末現在)

通報件数	虐待と認定			事実確認調査中	認定せず、 判断できず
	認定	支援継続	終結		
24	6	0	6	0	18

2虐待の種類とその内訳（重複有）

種類	通報件数	虐待と認定			事実確認調査中	認定せず、 判断できず
		認定	支援継続	終結		
身体的虐待	16	5	0	5	0	11
性的虐待	1	0	0	0	0	1
心理的虐待	11	2	0	2	0	9
ネグレクト	0	0	0	0	0	0
経済的虐待	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	0	1
合計	29	7	0	7	0	22

3虐待の類型とその内訳

類型	通報件数	虐待と認定			事実確認調査中	認定せず、 判断できず
		認定	支援継続	終結		
養護者	19	4	0	4	0	15
福祉施設等	4	2	0	2	0	2
使用者	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	0	1
合計	24	6	0	6	0	18

4虐待を受けた人の主たる障害とその内訳

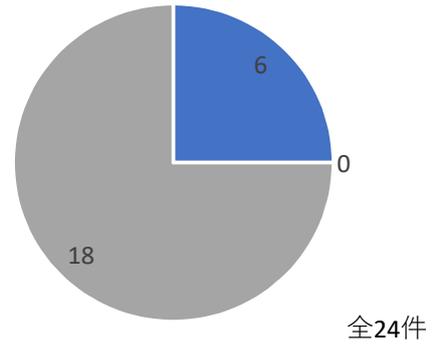
障害	通報件数	虐待と認定			事実確認調査中	認定せず、 判断できず
		認定	支援継続	終結		
身体障害	0	0	0	0	0	0
知的障害	7	4	0	4	0	3
精神障害 発達障害	16	2	0	2	0	14
不明	1	0	0	0	0	1
合計	24	6	0	6	0	18

5緊急一時保護した件数 0件

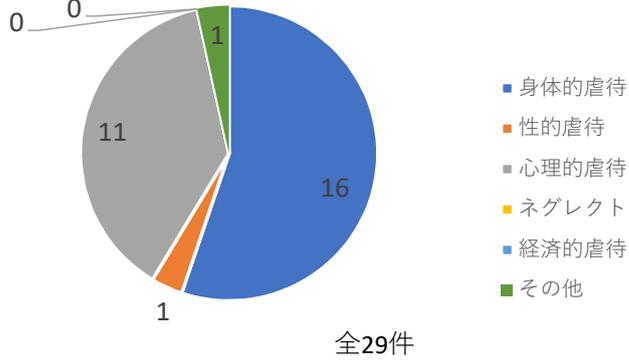
令和3年度 虐待通報件数 と虐待認定件数の各種割合

認定・非認定件数

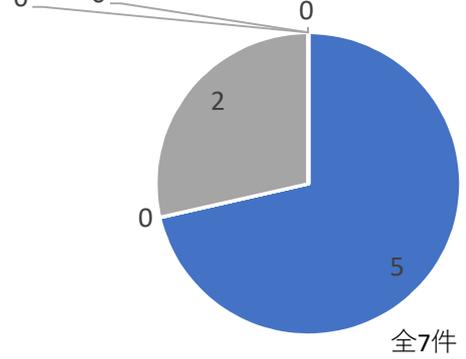
- 認定
- 事実確認調査中
- 認定せず、
判断できず



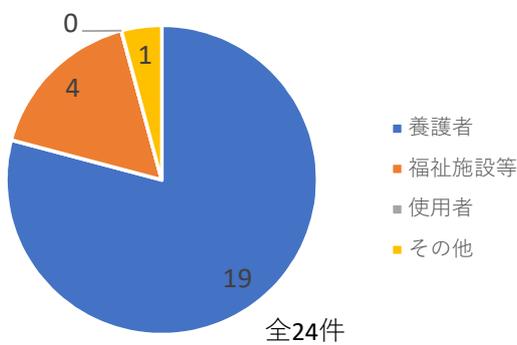
虐待の種類 (通報)



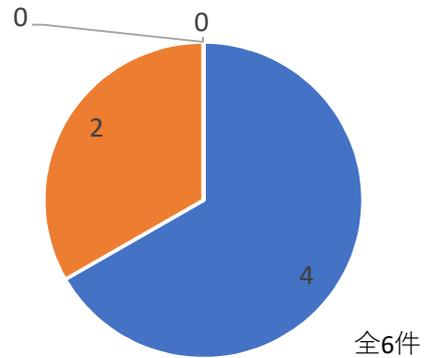
虐待の種類 (認定)



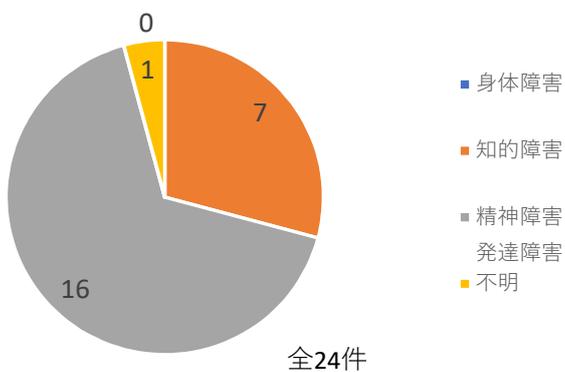
虐待の類型 (通報)



虐待の類型 (認定)



被虐待者 (通報)



被虐待者 (認定)

